

別紙

諮問第1744号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定において、戸籍謄（抄）本を不開示とした処分は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和2年の都知事選挙における〇〇の立候補の際に提出した書類」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都選挙管理委員会が令和5年10月25日付けで行った本件一部開示決定のうち、戸籍謄（抄）本（以下「本件対象公文書」という。）の不開示について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、令和2年7月5日執行東京都知事選〇〇立候補届出書類（以下「本件届出書類」という。）を特定し、条例7条2号及び4号に該当することを理由として本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和5年12月12日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年1月25日に実施機関から理由説明書を收受し、同年11月26日（第252回第一部会）及び同年12月17日（第253回第一部会）の2回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよ

うに判断する。

ア 都道府県知事選挙における立候補の届出について

都道府県知事選挙における立候補の届出は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）86条の4第1項の規定により、選挙の期日の告示があった日に、郵便等によることなく、文書でその旨を選挙長に届け出なければならないとされている。

また、同法86条の4第3項及び4項、同法施行令89条並びに同法施行規則12条の7及び12条の8により、届出書の記載事項及び添付書類並びにそれらの様式が定められている。その届出書に記載する公職の候補者となるべき者の氏名は、同法施行令89条3項により、本名によらなければならないとされている。さらに、この届出書や添付書類に記載された本名が正確であることを証するため、同法施行令89条2項1号ロにより、戸籍の謄本又は抄本の提出が義務付けられている。

イ 審査会の審議事項について

審査請求人は、本件開示請求に係る一部開示決定について、本件届出書類のうち、本件対象公文書の開示を求めていることから、審査会では、実施機関が条例7条2号に該当するとして不開示とした本件対象公文書の不開示妥当性について判断する。

ウ 本件対象公文書の不開示の妥当性について

本件対象公文書は、令和2年7月5日執行の東京都知事選挙において、〇〇が立候補の届出に際し、実施機関に提出した戸籍謄（抄）本である。

審査請求人は、〇〇の著書や、新聞記事における〇〇の経歴に関する記述には事実と異なる内容が散見されるため、公職選挙法235条「虚偽事項の公表罪」に抵触する可能性があるとして、本件対象公文書の開示を求めている。

これに対し、実施機関は、戸籍法（昭和22年法律第224号）6条の規定により、戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに編製するとされ、戸籍謄（抄）本には、戸籍に記載されている者の氏名、生年月日等の個人に関する情報が記載されているため、特定の個人を識別できるものであ

ると説明する。また、同法 10 条により、戸籍謄（抄）本は、交付を請求できる者が限定されていることから、その記載事項は公にされているものではなく、また公にされることが予定されているものではないため、本件対象公文書は、条例 7 条 2 号に該当すると説明する。

審査会が見分したところ、本件対象公文書には、戸籍に記載されている者の氏名、本籍地、生年月日等の個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるものであることから、条例 7 条 2 号本文に該当する。

また、戸籍法 10 条において、戸籍に記載されている者等又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、戸籍謄（抄）本の交付の請求をすることができることとされているが、本規定は、戸籍に記載された個人情報を保護するため、戸籍謄（抄）本の交付を請求することができる者を制限しているものであると解される。

このことから、戸籍謄（抄）本は何人にも公にされているものではなく、また公にすることが予定されているものではないことから、同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

以上のことから、本件対象公文書は、条例 7 条 2 号に該当し、不開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環